給与支払報告書（個人別明細書）の主な注意点

令和2年分から、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等によって、様式が変更されています。詳細については、国税庁のHPをご確認ください。

国税庁ホームページ⇒刊行物等⇒パンフレット・手引⇒源泉所得税関係
⇒年末調整関係⇒「令和5年分年末調整のしかた」
URL：https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2023/01.htm

給与収入が850万円を超えた場合で、23歳未満の扶養親族がいる場合や、本人や扶養親族に特別障害がある場合には、所得金額調整控除の適用があります。

基礎控除の金額は原則48万円となりましたのでご注意ください。

合計所得が2,400万円を超えると、段階的に基礎控除額が変更となります。

生命保険料の控除額の欄に記載がある場合には、**必ず　生命保険料の金額の内訳欄に保険料の支払金額を記入してください。**

（源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の記載がある場合には、**個人番号（マイナンバー）を記載してください。**

寡婦の欄及びひとり親欄には、年末調整で、「寡婦」または「ひとり親」に該当することになった場合に、○を記載してください。

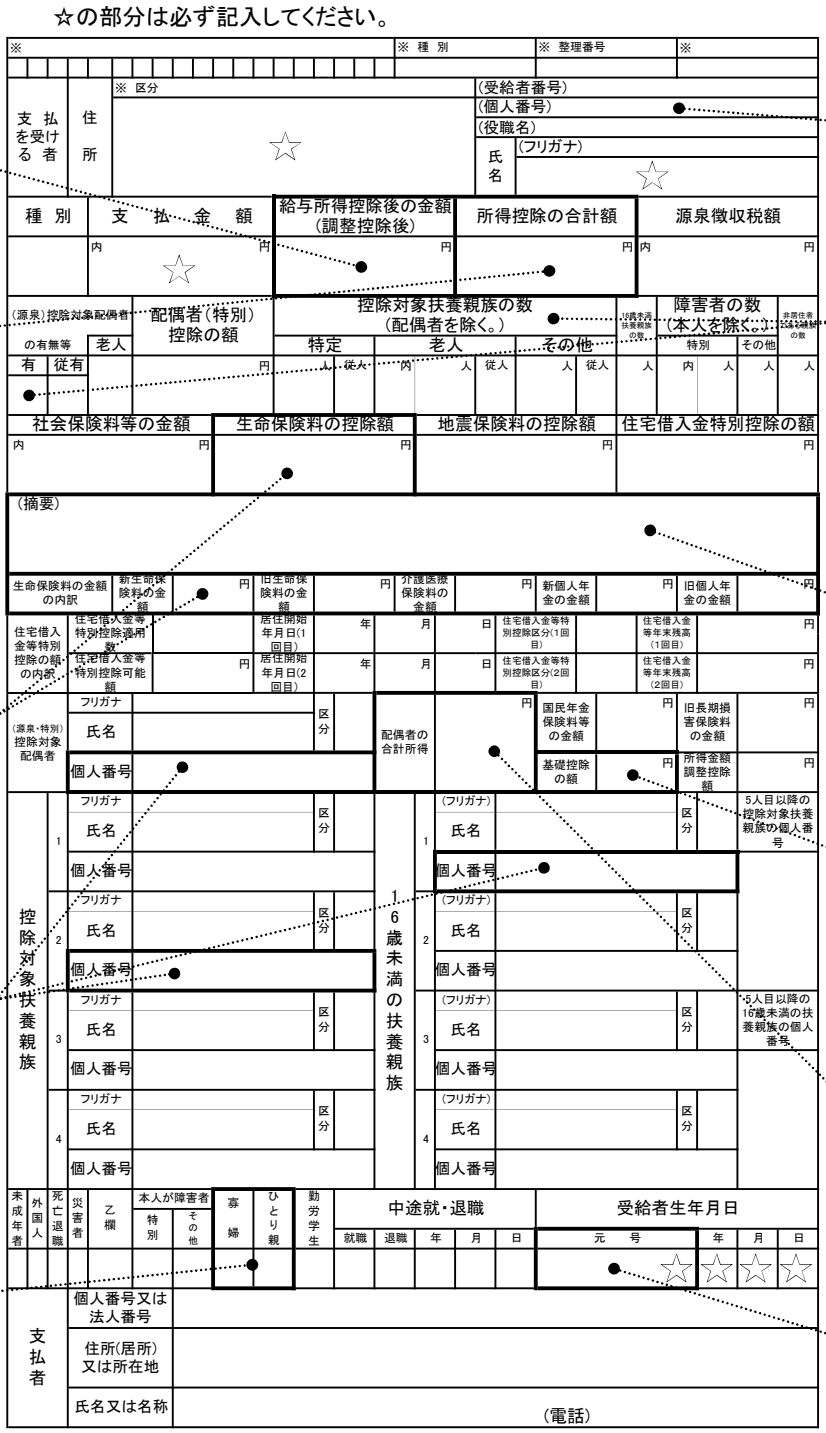

個人番号の欄には、給与の支払を受ける方の**個人番号（マイナンバー）を記載してください。**

配偶者の有無等の欄、扶養親族の人数の欄の合計とそれぞれの氏名の欄の人数の合計が一致していることを確認してください。

年の途中で就職した方の前職の給与等を通算して年末調整した場合には、摘要欄に、**前職分の給与等の金額、所得税額、社会保険料控除額、前事業所の所在地、名称**を記載してください。

基礎控除の額の欄は、基礎控除が48万円の場合には、記載する必要はありません。

配偶者の合計所得欄には、**収入金額ではなく、所得金額を記載してください。**
特に年金収入のみの場合に、収入金額で記載されている場合がありますので、ご注意ください。

元号欄には、元号を漢字で（大正、昭和、平成、令和）記載してください。